

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第 1 号

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 2 0 年瀬戸市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議員報酬の額) 第 2 条 議員の議員報酬月額は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 議長 <u>5 5 2, 0 0 0 円</u> (2) 副議長 <u>4 8 4, 0 0 0 円</u> (3) 常任委員会（予算決算委員会を除く。以下同じ。）及び議会運営委員会の委員長 <u>4 6 4, 0 0 0 円</u> (4) 常任委員会及び議会運営委員会の副委員長 <u>4 5 9, 0 0 0 円</u> (5) 議員（議長、副議長、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに常任委員会及び議会運営委員会の副委員長を除く。） <u>4 5 4, 0 0 0 円</u>	(議員報酬の額) 第 2 条 議員の議員報酬月額は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 議長 <u>5 5 1, 0 0 0 円</u> (2) 副議長 <u>4 8 3, 0 0 0 円</u> (3) 常任委員会（予算決算委員会を除く。以下同じ。）及び議会運営委員会の委員長 <u>4 6 3, 0 0 0 円</u> (4) 常任委員会及び議会運営委員会の副委員長 <u>4 5 8, 0 0 0 円</u> (5) 議員（議長、副議長、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに常任委員会及び議会運営委員会の副委員長を除く。） <u>4 5 3, 0 0 0 円</u>

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。